

令04原機（大安）088
令和4年10月21日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口正範（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更

この保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。
なお、変更の内容等の詳細は、別添に示す。

1. 変更の内容

(1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加

- ① 第53条の3「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」を追加する。

(2) 核燃料物質の使用等を終了した設備に係る変更

- ① 第74条「核燃料物質の使用」の第2項において、維持管理設備の表示に関する記載を追加する。
- ② 第78条の3「施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定」、第78条の4「施設管理実施計画等の策定」、第78条の5「保全活動の実施」及び第78条の6「保全活動の有効性評価及び改善」において、維持管理設備に関する記載を追加する。
- ③ 別表第32 各施設の廃液タンクにおける発生元の分類（第56条、第57条）のAGFにおいて、No. 11セル内排水に関する記載を削除する。
- ④ 別表第36 負圧及び負圧警報設定値（第67条、第70条）の（1）AGFにおいて、維持管理設備に関する記載を追加する。
- ⑤ 別表第40 核燃料物質取扱制限量（第73条）の（1）AGFにおいて、No. 11セル、No. 12セル及び恒温室（No. 16グローブボックス）について取扱制限量を削除する。
- ⑥ 別表第41 巡視（第65条、第77条）のセル等フードにおいて、維持管理設備に関する記載を追加する。
- ⑦ 別図第3 AGF管理区域図（第31条、第61条、第64条）の地階平面図から試料入キャスク置場に関する記載を削除する。

(3) 分析装置、使用設備及び使用場所の追加に係る変更

- ① 第74条「核燃料物質の使用」の第1項において、気密を保持した上で全放射エネルギーが37MBq未満の核燃料物質を取り扱うFMFの分析装置として、誘導結合プラズマ質量分析計を追加する。
- ② 別表第36 負圧及び負圧警報設定値（第67条、第70条）の（2）FMFにおいて、実験室グローブボックスの負圧設定値及び負圧警報設定値を追加する。
- ③ 別表第40 核燃料物質取扱制限量（第73条）の（2）FMFにおいて、分析室における取扱制限量を追加する。
- ④ 別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）の1階平面図の暗室を分析室に名称変更する。

(4) 組織改正及び品質マネジメント文書の見直しに伴う変更

- ① 別表第5 品質マネジメントシステム文書体系（第9条）の燃料材料開発部（二次文書）に記載されている文書名及び文書番号を変更する。

(5) 記載の適正化に係る変更

- ① 第79条「定期事業者検査」の第3項及び第81条「使用前事業者検査」の第3項について、「核燃料取扱主任者」から「核燃料取扱主務者」へ変更する。
- ② 別図第3 AGF管理区域図（第31条、第61条、第64条）の地階平面図の廃液処理室を地階資材室に名称変更する。
- ③ その他、表記の見直しを行う。

2. 変更の理由

(1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加

放射性廃棄物でない廃棄物の管理を明確にするため。

(2) 核燃料物質の使用等を終了した設備に係る変更

核燃料物質の使用等を終了したため。

(3) 分析装置、使用設備及び使用場所の追加に係る変更

分析装置、使用設備及び使用場所を新たに追加したため。

(4) 組織改正及び品質マネジメント文書の見直しに伴う変更

組織改正及び品質マネジメント文書の統合に伴い、燃料材料開発部における二次文書を見直したため。

(5) 記載の適正化に係る変更

「核燃料取扱主務者」と記載すべきところを「核燃料取扱主任者」と記載している箇所があるため。また、表記の適正化を図るため、所要の見直しを行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
核燃料物質使用施設等保安規定

新旧対照表

令和4年10月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則</p>	<p>第1編 総則</p>	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線又は[]部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
第1編 総則 第1条 ～ 第30条 （省略）	第1編 総則 第1条 ～ 第30条 （変更なし）	

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第2編 放射線管理</p>	<p style="text-align: center;">第2編 放射線管理</p>	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線又は□部分に変更部分）

変更前	変更後	備考
第2編 放射線管理 第31条 ～ 第50条 （省略）	第2編 放射線管理 第31条 ～ 第50条 （変更なし）	

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="311 720 1193 1003">第3編 核燃料物質等の運搬 及び放射性廃棄物等 の管理</p>	<p data-bbox="1573 720 2454 1003">第3編 核燃料物質等の運搬 及び放射性廃棄物等 の管理</p>	

変更前	変更後	備考
<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第51条 ～ 第53条の2 （省略）</p> <p>（液体廃棄物の容器による廃棄） 第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。 2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。 3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>第55条 ～第64条 （省略）</p>	<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第51条 ～ 第53条の2 （変更なし）</p> <p><u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u> 第53条の3 作業担当課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて施設管理統括者の承認を得る。 <u>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u> <u>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</u> <u>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</u> <u>2 施設管理統括者は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第1課長の同意を得る。</u> <u>3 作業担当課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</u></p> <p>（液体廃棄物の容器による廃棄） 第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講ずる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。 2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。 3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>第55条 ～第64条 （変更なし）</p>	<p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追記</p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<h2>第4編 施設管理</h2>	<h2>第4編 施設管理</h2>	

変更前	変更後	備考
<p>第4編 施設管理 第65条 ～ 第73条 （省略）</p> <p>（核燃料物質の使用） 第74条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、セル等及びフード以外の場所で核燃料物質を使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる核燃料物質を使用する場合、IRAFにおいてFPソース要素及び核燃料物質はくを使用する場合並びにFMF（集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡及び二次イオン質量分析計）において気密を保持した上で全放射エネルギーが37MBq未満の核燃料物質を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天然ウラン（化合物を含む。）又は劣化ウラン（化合物を含む。） (2) 濃縮ウラン（化合物を含む。）、プルトニウム（化合物を含む。）、ウラン-233（化合物を含む。）、濃縮ウラン（化合物を含む。）とプルトニウム（化合物を含む。）の混合物のいずれかであって密封（電着線源等を含む。）されたもの。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を使用するときは、当該使用場所に核燃料物質取扱制限量を表示する。</p> <p>4 施設管理者（環境技術課長、高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するために、別表第43に掲げる制限を超えないように管理する。</p> <p>5 施設管理者（環境技術課長、高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、核燃料物質を保管した容器を開封する場合には気密設備であるセル又はグローブボックスにおいて行う。</p> <p>第74条の2 ～ 第78条の2 （省略）</p> <p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定） 第78条の3 施設管理者及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 施設管理者は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 施設管理者は、第2項の承認を得たときは、放射線管理第1課長、工務課長及び高速炉第2課長（JWTFに限る。）に通知する。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第78条の4 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p>	<p>第4編 施設管理 第65条 ～ 第73条 （変更なし）</p> <p>（核燃料物質の使用） 第74条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、セル等及びフード以外の場所で核燃料物質を使用してはならない。ただし、次の各号に掲げる核燃料物質を使用する場合、IRAFにおいてFPソース要素及び核燃料物質はくを使用する場合並びにFMF（集束イオンビーム加工装置、透過型電子顕微鏡、<u>二次イオン質量分析計及び誘導結合プラズマ質量分析計</u>）において気密を保持した上で全放射エネルギーが37MBq未満の核燃料物質を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天然ウラン（化合物を含む。）又は劣化ウラン（化合物を含む。） (2) 濃縮ウラン（化合物を含む。）、プルトニウム（化合物を含む。）、ウラン-233（化合物を含む。）、濃縮ウラン（化合物を含む。）とプルトニウム（化合物を含む。）の混合物のいずれかであって密封（電着線源等を含む。）されたもの。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。<u>また、維持管理設備については、核燃料物質の使用禁止の表示を行う。</u></p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を使用するときは、当該使用場所に核燃料物質取扱制限量を表示する。</p> <p>4 施設管理者（環境技術課長、高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するために、別表第43に掲げる制限を超えないように管理する。</p> <p>5 施設管理者（環境技術課長、高速炉第1課長及び高速炉照射課長を除く。）は、核燃料物質を保管した容器を開封する場合には気密設備であるセル又はグローブボックスにおいて行う。</p> <p>第74条の2 ～ 第78条の2 （変更なし）</p> <p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定） 第78条の3 施設管理者及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 施設管理者は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 施設管理者は、第2項の承認を得たときは、放射線管理第1課長、工務課長及び高速炉第2課長（JWTFに限る。）に通知する。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第78条の4 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p>	<p>分析装置の追加に伴う変更</p> <p>維持管理設備の追加に伴う見直し（以下同じ。）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設管理者、高速炉第2課長（J W T Fに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 施設管理者は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>6 施設管理者は、第4項の承認を得たときは、放射線管理第1課長、工務課長及び高速炉第2課長（J W T Fに限る。）に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第78条の5 施設管理者、高速炉第2課長（J W T Fに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第78条の6 施設管理者、高速炉第2課長（J W T Fに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第79条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとするときは、定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 施設管理者、高速炉第2課長（J W T Fに限る。）及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室</p>	<p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設管理者、高速炉第2課長（J W T Fに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 使用施設等の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 施設管理者は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、施設管理統括者の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 施設管理統括者は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>6 施設管理者は、第4項の承認を得たときは、放射線管理第1課長、工務課長及び高速炉第2課長（J W T Fに限る。）に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第78条の5 施設管理者、高速炉第2課長（J W T Fに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第78条の6 施設管理者、高速炉第2課長（J W T Fに限る。）及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器（<u>維持管理設備を含む。</u>）について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第79条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとするときは、定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 施設管理者、高速炉第2課長（J W T Fに限る。）及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室</p>	<p>維持管理設備の追加に伴う見直し（以下同じ。）</p>

変更前	変更後	備考
<p>長の求めに応じて前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）又は放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 施設管理者、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、それぞれ施設管理統括者及び放射線管理部長に報告する。</p> <p>第80条 （省略）</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第81条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更するときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 施設管理者並びに当該検査に関係する課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者及び当該検査に関係する課長に通知する。</p> <p>5 施設管理者は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、施設管理統括者に報告する。</p> <p>第82条 （省略）</p>	<p>長の求めに応じて前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）又は放射線管理第1課長に通知する。</p> <p>5 施設管理者、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、それぞれ施設管理統括者及び放射線管理部長に報告する。</p> <p>第80条 （変更なし）</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第81条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更するときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 施設管理者並びに当該検査に関係する課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者及び当該検査に関係する課長に通知する。</p> <p>5 施設管理者は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、施設管理統括者に報告する。</p> <p>第82条 （変更なし）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
附 則	附 則	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線又は「 」部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
	<p data-bbox="1418 317 2466 390"><u>附 則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="2653 317 2792 348">附則の追記</p>

変更前	変更後	備考
別 表	別 表	

別表第1 ~ 別表第4 (省略)

変更前									
品質マネジメント計画書(QS-P12)	本部	大洗研究所	原子力施設検査	保安管理部	放射線管理部	管理部	高速実験炉	燃料材料開発部	環境保全部
4.1 一般要求事項	—	—	総則(大洗-QM-01)	総則(保安-QM-01)	総則(放射線-QM-01)	総則(管理-QM-01)	総則(JOYO-QM-01)	総則(燃料-QM-01)	総則(環境-QM-01)
4.2.3 文書管理	文書及び記録管理要項(QS-A01)	大洗研究所文書及び記録の管理要項(大洗-QM-01)	—	—	—	—	—	—	—
4.2.4 記録の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る要項(QS-A09)	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る要項(大洗-QM-23)	—	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要項(QS-A11)	品質目標の設定管理要項(大洗-QM-11)	—	—	—	—	—	—	—
5.5.4 内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について(QS-A04)	使用施設等安全審査委員会規則(大洗-QM-13)	—	—	—	—	—	—	—
5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要項(QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	—
6.2.2 力量、教育、訓練及び認識	業務の計画及び実施管理要項(QS-A12)	大洗研究所教育・訓練管理要項(大洗-QM-07)	—	—	—	—	—	—	—
7.1 業務の計画	—	事故対策規則(大洗-QM-21)	業務の管理要項(大洗-QM-08)	運転及び保守の管理要項(保安-QM-09)	運転及び保守の管理要項(放射線-QM-09)	—	業務の管理要項(JOYO-QM-09)	運転、保守等の管理要項(燃料-QM-09)	業務の管理要項(環境-QM-09)
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	大洗研究所原子力施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設 相互検査組織運営規則(大洗-QM-41)	—	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	—	大洗研究所設備検査要項(大洗-QM-42)	—	—	—	—	—	—	—
7.4 調達	調達仕の評価・選定管理要項(QS-G01)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	原子力安全監査実施要項(QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4 検査及び試験	—	大洗研究所原子力施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設 相互検査組織運営規則(大洗-QM-41)	—	—	—	—	—	—	—
8.3 不適合管理	不適合管理並びに是正及び未然防止要項(QS-A03)	大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要項(大洗-QM-05)	—	—	—	—	—	—	—
8.5.2 是正処置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.3 未然防止処置	—	—	—	—	—	—	—	—	—

別表第1 ~ 別表第4 (変更なし)

変更後									
品質マネジメント計画書(QS-P12)	本部	大洗研究所	原子力施設検査	保安管理部	放射線管理部	管理部	高速実験炉	燃料材料開発部	環境保全部
4.1 一般要求事項	—	—	総則(大洗-QM-01)	総則(保安-QM-01)	総則(放射線-QM-01)	総則(管理-QM-01)	総則(JOYO-QM-01)	総則(燃料-QM-01)	総則(環境-QM-01)
4.2.3 文書管理	文書及び記録管理要項(QS-A01)	大洗研究所文書及び記録の管理要項(大洗-QM-01)	—	—	—	—	—	—	—
4.2.4 記録の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る要項(QS-A09)	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る要項(大洗-QM-23)	—	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要項(QS-A11)	品質目標の設定管理要項(大洗-QM-11)	—	—	—	—	—	—	—
5.5.4 内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について(QS-A04)	使用施設等安全審査委員会規則(大洗-QM-13)	—	—	—	—	—	—	—
5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要項(QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	—
6.2.2 力量、教育、訓練及び認識	業務の計画及び実施管理要項(QS-A12)	大洗研究所教育・訓練管理要項(大洗-QM-07)	—	—	—	—	—	—	—
7.1 業務の計画	—	事故対策規則(大洗-QM-21)	業務の管理要項(大洗-QM-08)	運転及び保守の管理要項(保安-QM-09)	運転及び保守の管理要項(放射線-QM-09)	—	業務の管理要項(JOYO-QM-09)	運転、保守等の管理要項(燃料-QM-09)	業務の管理要項(環境-QM-09)
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	大洗研究所原子力施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設 相互検査組織運営規則(大洗-QM-41)	—	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	—	大洗研究所設備検査要項(大洗-QM-42)	—	—	—	—	—	—	—
7.4 調達	調達仕の評価・選定管理要項(QS-G01)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	原子力安全監査実施要項(QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4 検査及び試験	—	大洗研究所原子力施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設 相互検査組織運営規則(大洗-QM-41)	—	—	—	—	—	—	—
8.3 不適合管理	不適合管理並びに是正及び未然防止要項(QS-A03)	大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要項(大洗-QM-05)	—	—	—	—	—	—	—
8.5.2 是正処置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.3 未然防止処置	—	—	—	—	—	—	—	—	—

組織改正及び品質マネジメント文書の見直しに伴う変更

変更前	変更後	備考																																																																																								
<p>別表第6 ～ 別表第31（省略）</p> <p>別表第32 各施設の廃液タンクにおける発生元の分類（第56条、第57条）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">施設</th> <th style="width: 20%;">廃液タンク</th> <th style="width: 70%;">発生元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">AGF</td> <td>放出前廃液タンク</td> <td>手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物Aタンク</td> <td>No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水、<u>No.11セル内排水</u></td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物Bタンク</td> <td>No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">FMF</td> <td>既設</td> <td>液体廃棄物Aタンク</td> <td>1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td>既設</td> <td>液体廃棄物Bタンク</td> <td>除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>液体廃棄物Aタンク</td> <td>3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>液体廃棄物Bタンク</td> <td>第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">WDF</td> <td>放出前廃液貯槽</td> <td>ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物A貯槽</td> <td>手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水</td> </tr> <tr> <td>α廃液貯槽</td> <td>αセル、βγセル、αホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">JWTF</td> <td>液体廃棄物A受入タンク</td> <td>高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物B受入タンク</td> <td>高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク</td> </tr> <tr> <td>廃液移送タンク</td> <td>液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水</td> </tr> <tr> <td>ドレンサンプタンク</td> <td>床ドレン、機器ドレン</td> </tr> <tr> <td>蒸気ドレンピット</td> <td>蒸気ドレン</td> </tr> <tr> <td>IRAF</td> <td>貯留タンク</td> <td>手洗、暗室排水、床排水</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第33 ～ 別表第35（省略）</p>	施設	廃液タンク	発生元	AGF	放出前廃液タンク	手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水	液体廃棄物Aタンク	No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水、 <u>No.11セル内排水</u>	液体廃棄物Bタンク	No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水	FMF	既設	液体廃棄物Aタンク	1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水	既設	液体廃棄物Bタンク	除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水	増設	液体廃棄物Aタンク	3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水	増設	液体廃棄物Bタンク	第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水	WDF	放出前廃液貯槽	ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水	液体廃棄物A貯槽	手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水	α廃液貯槽	αセル、βγセル、αホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン	JWTF	液体廃棄物A受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗	液体廃棄物B受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク	廃液移送タンク	液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水	ドレンサンプタンク	床ドレン、機器ドレン	蒸気ドレンピット	蒸気ドレン	IRAF	貯留タンク	手洗、暗室排水、床排水	<p>別表第6 ～ 別表第31（変更なし）</p> <p>別表第32 各施設の廃液タンクにおける発生元の分類（第56条、第57条）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">施設</th> <th style="width: 20%;">廃液タンク</th> <th style="width: 70%;">発生元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">AGF</td> <td>放出前廃液タンク</td> <td>手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物Aタンク</td> <td>No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物Bタンク</td> <td>No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">FMF</td> <td>既設</td> <td>液体廃棄物Aタンク</td> <td>1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td>既設</td> <td>液体廃棄物Bタンク</td> <td>除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>液体廃棄物Aタンク</td> <td>3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>液体廃棄物Bタンク</td> <td>第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">WDF</td> <td>放出前廃液貯槽</td> <td>ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物A貯槽</td> <td>手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水</td> </tr> <tr> <td>α廃液貯槽</td> <td>αセル、βγセル、αホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">JWTF</td> <td>液体廃棄物A受入タンク</td> <td>高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物B受入タンク</td> <td>高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク</td> </tr> <tr> <td>廃液移送タンク</td> <td>液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水</td> </tr> <tr> <td>ドレンサンプタンク</td> <td>床ドレン、機器ドレン</td> </tr> <tr> <td>蒸気ドレンピット</td> <td>蒸気ドレン</td> </tr> <tr> <td>IRAF</td> <td>貯留タンク</td> <td>手洗、暗室排水、床排水</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第33 ～ 別表第35（変更なし）</p>	施設	廃液タンク	発生元	AGF	放出前廃液タンク	手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水	液体廃棄物Aタンク	No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水	液体廃棄物Bタンク	No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水	FMF	既設	液体廃棄物Aタンク	1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水	既設	液体廃棄物Bタンク	除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水	増設	液体廃棄物Aタンク	3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水	増設	液体廃棄物Bタンク	第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水	WDF	放出前廃液貯槽	ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水	液体廃棄物A貯槽	手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水	α廃液貯槽	αセル、βγセル、αホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン	JWTF	液体廃棄物A受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗	液体廃棄物B受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク	廃液移送タンク	液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水	ドレンサンプタンク	床ドレン、機器ドレン	蒸気ドレンピット	蒸気ドレン	IRAF	貯留タンク	手洗、暗室排水、床排水	<p>使用を終了した設備に係る記載の削除</p>
施設	廃液タンク	発生元																																																																																								
AGF	放出前廃液タンク	手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水																																																																																								
	液体廃棄物Aタンク	No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水、 <u>No.11セル内排水</u>																																																																																								
	液体廃棄物Bタンク	No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水																																																																																								
FMF	既設	液体廃棄物Aタンク	1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水																																																																																							
	既設	液体廃棄物Bタンク	除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水																																																																																							
	増設	液体廃棄物Aタンク	3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水																																																																																							
	増設	液体廃棄物Bタンク	第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水																																																																																							
	WDF	放出前廃液貯槽	ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水																																																																																							
		液体廃棄物A貯槽	手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水																																																																																							
α廃液貯槽		αセル、βγセル、αホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン																																																																																								
JWTF	液体廃棄物A受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗																																																																																								
	液体廃棄物B受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク																																																																																								
	廃液移送タンク	液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水																																																																																								
	ドレンサンプタンク	床ドレン、機器ドレン																																																																																								
	蒸気ドレンピット	蒸気ドレン																																																																																								
IRAF	貯留タンク	手洗、暗室排水、床排水																																																																																								
施設	廃液タンク	発生元																																																																																								
AGF	放出前廃液タンク	手洗、暗室排水、床排水、排気筒雨水																																																																																								
	液体廃棄物Aタンク	No.1、No.3～No.7セル、ローディングセルの床排水、ホット更衣室、化学室の手洗及び床排水																																																																																								
	液体廃棄物Bタンク	No.8、No.9セルの床排水、グローブボックス及びフード内排水																																																																																								
FMF	既設	液体廃棄物Aタンク	1階、3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水																																																																																							
	既設	液体廃棄物Bタンク	除染セル、クリーンセル、トランスファトンネル、キャスクコリダ、ナトリウム洗浄室（機器用）、リペア室の床排水、地下2階の手洗及び床排水																																																																																							
	増設	液体廃棄物Aタンク	3階、地下1階、地下2階の手洗及び床排水																																																																																							
	増設	液体廃棄物Bタンク	第2除染セル、第2キャスクコリダ、第2キャスク保管室の床排水、地下2階の手洗及び床排水																																																																																							
	WDF	放出前廃液貯槽	ポンプ冷却水、蒸発缶スチーム排水																																																																																							
		液体廃棄物A貯槽	手洗、暗室排水、床排水、蒸発缶凝縮水																																																																																							
α廃液貯槽		αセル、βγセル、αホール、キャスク除染室の床排水及び機器ドレン、地下1階の手洗及び機器ドレン																																																																																								
JWTF	液体廃棄物A受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、WDF、洗濯設備、蒸気ドレンピット、手洗																																																																																								
	液体廃棄物B受入タンク	高速実験炉「常陽」とその附属施設、FMF、ドレンサンプタンク、洗浄廃液受入タンク、液体廃棄物A受入タンク																																																																																								
	廃液移送タンク	液体廃棄物A受入タンク、廃液凝縮水																																																																																								
	ドレンサンプタンク	床ドレン、機器ドレン																																																																																								
	蒸気ドレンピット	蒸気ドレン																																																																																								
IRAF	貯留タンク	手洗、暗室排水、床排水																																																																																								

変更前			変更後			備考
別表第36 負圧及び負圧警報設定値（第67条、第70条） (1) AGF			別表第36 負圧及び負圧警報設定値（第67条、第70条） (1) AGF			維持管理設備の追加に伴う見直し
設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値	設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値	
ローディングセルボックス、No. 1-2ボックス、No. 3-1ボックス、No. 3-2ボックス、L-1ボックス、L-2ボックス、No. 4ボックス、No. 5ボックス、No. 6ボックス、No. 7ボックス、No. 2セル* *No. 2セルはセルサービスエリア間	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックスサービスエリア間) *No. 2セルはセルサービスエリア間	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックスセル間) *No. 2セルはセルサービスエリア間	ローディングセルボックス、No. 1-2ボックス、No. 3-1ボックス、No. 3-2ボックス、L-1ボックス、L-2ボックス、No. 4ボックス、No. 5ボックス、No. 6ボックス、No. 7ボックス、No. 2セル* *No. 2セルはセルサービスエリア間	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックスサービスエリア間) *No. 2セルはセルサービスエリア間	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックスセル間) *No. 2セルはセルサービスエリア間	
No. 12ボックス、No. 13ボックス、No. 14ボックス、No. 15ボックス、No. 16ボックス、No. 17ボックス、No. 18ボックス	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックス第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックス第2操作室間)	No. 12ボックス、No. 13ボックス、No. 14ボックス、No. 15ボックス、No. 16ボックス、No. 17ボックス、No. 18ボックス	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックス第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックス第2操作室間)	
ローディングセル、No. 1-1セル、No. 1-2セル、No. 3-1セル、No. 3-2セル、L-1セル、L-2セル、No. 4セル、No. 5セル、No. 6セル、No. 7セル	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セルサービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルサービスエリア間)	ローディングセル、No. 1-1セル、No. 1-2セル、No. 3-1セル、No. 3-2セル、L-1セル、L-2セル、No. 4セル、No. 5セル、No. 6セル、No. 7セル	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セルサービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルサービスエリア間)	
No. 8セル、No. 9セル	150Pa以上 (15mmH ₂ O以上) (セルサービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルサービスエリア間)	No. 8セル、No. 9セル	150Pa以上 (15mmH ₂ O以上) (セルサービスエリア間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルサービスエリア間)	
No. 11セル、No. 12セル、No. 13セル、No. 14セル、No. 15セル、No. 16セル、No. 17セル、No. 18セル	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セル第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セル第2操作室間)	No. 13セル、No. 14セル、No. 15セル、No. 16セル、No. 17セル、No. 18セル、 <u>維持管理設備</u> (No. 11セル、No. 12セル)	50Pa以上 (5mmH ₂ O以上) (セル第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セル第2操作室間)	
No. 4グローブボックス、No. 5グローブボックス、No. 6グローブボックス、No. 7グローブボックス、No. 8グローブボックス、No. 10グローブボックス、No. 11グローブボックス、No. 12グローブボックス、No. 13グローブボックス、No. 14グローブボックス、No. 15グローブボックス、No. 16グローブボックス、No. 17グローブボックス、No. 18グローブボックス、化学ボックス、質量分析用グローブボックス、ガス分析用グローブボックス	200Pa以上 (20mmH ₂ O以上) (グローブボックス設置室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (グローブボックス設置室間)	No. 4グローブボックス、No. 5グローブボックス、No. 6グローブボックス、No. 7グローブボックス、No. 8グローブボックス、No. 10グローブボックス、No. 11グローブボックス、No. 12グローブボックス、No. 13グローブボックス、No. 14グローブボックス、No. 15グローブボックス、No. 16グローブボックス、No. 17グローブボックス、No. 18グローブボックス、化学ボックス、質量分析用グローブボックス、ガス分析用グローブボックス	200Pa以上 (20mmH ₂ O以上) (グローブボックス設置室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (グローブボックス設置室間)	
コンベア気密トンネル	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上)	50Pa (5mm ₂ O)	コンベア気密トンネル	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上)	50Pa (5mm ₂ O)	

変更前			変更後			備考
	(コンベア気密トンネル ーサービスエリア間)	(コンベア気密トンネルーサ ービスエリア間)		(コンベア気密トンネル ーサービスエリア間)	(コンベア気密トンネルーサ ービスエリア間)	
注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する			注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する			記載の適正化 (以下同じ。)
(2) FMF			(2) FMF			
設備等名	負圧設定値	負圧警報設定値	設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値	
試験セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)	試験セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)	
除染セル クリーンセル	80Pa以上 (8mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)	除染セル クリーンセル	80Pa以上 (8mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)	
ラジオグラフィセル	80Pa以上 (8mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルーラジオグラフィセル 操作室間)	ラジオグラフィセル	80Pa以上 (8mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルーラジオグラフィセル 操作室間)	
トランスファトンネル	80Pa以上 (8mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)	トランスファトンネル	80Pa以上 (8mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)	
金相セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)	金相セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー操作室間)	
機器修理用ステーション	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (ステーションー操作室 間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ステーションーサービスエ リア間)	機器修理用ステーション	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (ステーションー操作室 間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ステーションーサービスエ リア間)	
第2試験セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー第2操作室間)	第2試験セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー第2操作室間)	
第2除染セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー第2操作室間)	第2除染セル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (セルー第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (セルー第2操作室間)	
CT検査室	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (CT検査室ー第2操作室 間)	50Pa (5mmH ₂ O) (CT検査室ー第2操作室間)	CT検査室	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (CT検査室ー第2操作室 間)	50Pa (5mmH ₂ O) (CT検査室ー第2操作室間)	
第2トランスファトンネル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上)	50Pa (5mmH ₂ O)	第2トランスファトンネル	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上)	50Pa (5mmH ₂ O)	

変更前			変更後			備考
	(セル－第2操作室間)	(セル－第2操作室間)		(セル－第2操作室間)	(セル－第2操作室間)	記載の適正化 使用設備の追加 に伴う変更
第2機器修理用ステーション	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (ステーション－第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ステーション－サービスエリア間)	第2機器修理用ステーション	290Pa以上 (30mmH ₂ O以上) (ステーション－第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ステーション－サービスエリア間)	
			<u>実験室グローブボックス</u>	<u>200Pa以上</u> <u>(20mmH₂O以上)</u> <u>(実験室グローブボックス－実験室間)</u>	<u>50Pa</u> <u>(5mmH₂O)</u> <u>(実験室グローブボックス－実験室間)</u>	
注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する			注；負圧設定値の「以上」は負圧の深い側を意味する			
(3) WDF (省略)			(3) WDF (変更なし)			
(4) JWTF (省略)			(4) JWTF (変更なし)			
別表第37～別表第39 (省略)			別表第37～別表第39 (変更なし)			
別表第39.1 年間予定使用量 (第72条)			別表第39.1 年間予定使用量 (第72条)			
(1) AGF (省略)			(1) AGF (変更なし)			
(2) FMF			(2) FMF			
	年間予定使用量*1			年間予定使用量*1		
核燃料物質の種類	最大存在量	延べ取扱量	核燃料物質の種類	最大存在量	延べ取扱量	
1F燃料デブリ	90g	90g	1F燃料デブリ	90g	90g	
ただし、(1)～(4)の重量の合計が いかなる組合せにおいても90gを超えないこととする。			ただし、(1)～(4)の重量の合計が いかなる組合せにおいても90gを超えないこととする。			
(1) 天然ウラン及びその化合物	90g	90g	(1) 天然ウラン及びその化合物	90g	90g	
(2) 劣化ウラン及びその化合物	90g	90g	(2) 劣化ウラン及びその化合物	90g	90g	
(3) 濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度20%未満)	90g	90g	(3) 濃縮ウラン及びその化合物 (濃縮度20%未満)	90g	90g	
(4) プルトニウム及びその化合物	90g	90g	(4) プルトニウム及びその化合物	90g	90g	
*1：1F燃料デブリの年間予定使用量については、燃料成分(U、Pu)のみの重量として90gを取り扱う。実際の1F燃料デブリは、燃料成分に加えて金属等の不純物が含まれた混合物であるため、施設の受け入れ時には、受け入れ試料全体の重量(1Fで測定した重量)を燃料成分として取り扱うことで、正味の燃料成分よりも多く核燃料物質を見積もることにより、保守側の管理とする。また、1F燃料デブリを搬入する際は、天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン(濃縮度20%未満)、プルトニウムについて1F燃料デブリの重量(受入量)がそれぞれ(1)から(4)の年間予定使用量を超えな			*1：1F燃料デブリの年間予定使用量については、燃料成分(U、Pu)のみの重量として90gを取り扱う。実際の1F燃料デブリは、燃料成分に加えて金属等の不純物が含まれた混合物であるため、施設の受け入れ時には、受け入れ試料全体の重量(1Fで測定した重量)を燃料成分として取り扱うことで、正味の燃料成分よりも多く核燃料物質を見積もることにより、保守側の管理とする。また、1F燃料デブリを搬入する際は、天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン(濃縮度20%未満)、プルトニウムについて1F燃料デブリの重量(受入量)がそれぞれ(1)から(4)の年間予定使用量を超えな			

変更前	変更後	備考																																																				
<p>いことを確認する。さらに、1 F燃料デブリの受入量は別表第3 9 (4) FMFの範囲で行い、これを超える核燃料物質の受入れは行わない。</p>	<p>いことを確認する。さらに、1 F燃料デブリの受入量は別表第3 9 (2) FMFの範囲で行い、これを超える核燃料物質の受入れは行わない。</p>	<p>記載の適正化</p>																																																				
<p>別表第4 0 核燃料物質取扱制限（第7 3条）</p>	<p>別表第4 0 核燃料物質取扱制限（第7 3条）</p>																																																					
<p>(1) AGF</p>	<p>(1) AGF</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱区域</th> <th>制限量 (グラム) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル</td> <td>各220</td> </tr> <tr> <td>No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域</td> <td>3つのセル全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>No.1-1セル</td> <td>2,600*2</td> </tr> <tr> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>鉛セル全域 (No.1 1セル、No.1 2セル、No.1 3セル、No.1 4セル、No.1 5セル、No.1 6セル、No.1 7セル、No.1 8セルの一括区域)</td> <td>鉛セル全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>化学室全域 (化学ボックス、No.1 3グローブボックス、No.1 4グローブボックス、No.1 5グローブボックスの一括区域)</td> <td>化学室全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>実験室全域 (No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックスの一括区域)</td> <td>実験室全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>ホット工作室全域 (No. 1 7グローブボックス、No. 1 8グローブボックスの一括区域)</td> <td>ホット工作室全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>恒温室 (No.1 6グローブボックス)</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>キャスク</td> <td>1キャスクにつき2,600*2</td> </tr> </tbody> </table>	取扱区域	制限量 (グラム) *1	ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル	各220	No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域	3つのセル全体の合計で220	No.1-1セル	2,600*2	[]	[]	[]	[]	鉛セル全域 (No.1 1セル、No.1 2セル、No.1 3セル、No.1 4セル、No.1 5セル、No.1 6セル、No.1 7セル、No.1 8セルの一括区域)	鉛セル全体の合計で220	化学室全域 (化学ボックス、No.1 3グローブボックス、No.1 4グローブボックス、No.1 5グローブボックスの一括区域)	化学室全体の合計で220	実験室全域 (No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックスの一括区域)	実験室全体の合計で220	ホット工作室全域 (No. 1 7グローブボックス、No. 1 8グローブボックスの一括区域)	ホット工作室全体の合計で220	[]	[]	恒温室 (No.1 6グローブボックス)	220	キャスク	1キャスクにつき2,600*2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱区域</th> <th>制限量 (グラム) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル</td> <td>各220</td> </tr> <tr> <td>No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域</td> <td>3つのセル全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>No.1-1セル</td> <td>2,600*2</td> </tr> <tr> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>鉛セル全域 (No.1 3セル、No.1 4セル、No.1 5セル、No.1 6セル、No.1 7セル、No.1 8セルの一括区域)</td> <td>鉛セル全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>化学室全域 (化学ボックス、No.1 3グローブボックス、No.1 4グローブボックス、No.1 5グローブボックスの一括区域)</td> <td>化学室全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>実験室全域 (No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックスの一括区域)</td> <td>実験室全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>ホット工作室全域 (No. 1 7グローブボックス、No. 1 8グローブボックスの一括区域)</td> <td>ホット工作室全体の合計で220</td> </tr> <tr> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>キャスク</td> <td>1キャスクにつき2,600*2</td> </tr> </tbody> </table>	取扱区域	制限量 (グラム) *1	ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル	各220	No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域	3つのセル全体の合計で220	No.1-1セル	2,600*2	[]	[]	[]	[]	鉛セル全域 (No.1 3セル、No.1 4セル、No.1 5セル、No.1 6セル、No.1 7セル、No.1 8セルの一括区域)	鉛セル全体の合計で220	化学室全域 (化学ボックス、No.1 3グローブボックス、No.1 4グローブボックス、No.1 5グローブボックスの一括区域)	化学室全体の合計で220	実験室全域 (No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックスの一括区域)	実験室全体の合計で220	ホット工作室全域 (No. 1 7グローブボックス、No. 1 8グローブボックスの一括区域)	ホット工作室全体の合計で220	[]	[]	(削る)	(削る)	キャスク	1キャスクにつき2,600*2	<p>使用を終了した設備に係る記載の削除（以下同じ。）</p>
取扱区域	制限量 (グラム) *1																																																					
ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル	各220																																																					
No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域	3つのセル全体の合計で220																																																					
No.1-1セル	2,600*2																																																					
[]	[]																																																					
[]	[]																																																					
鉛セル全域 (No.1 1セル、No.1 2セル、No.1 3セル、No.1 4セル、No.1 5セル、No.1 6セル、No.1 7セル、No.1 8セルの一括区域)	鉛セル全体の合計で220																																																					
化学室全域 (化学ボックス、No.1 3グローブボックス、No.1 4グローブボックス、No.1 5グローブボックスの一括区域)	化学室全体の合計で220																																																					
実験室全域 (No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックスの一括区域)	実験室全体の合計で220																																																					
ホット工作室全域 (No. 1 7グローブボックス、No. 1 8グローブボックスの一括区域)	ホット工作室全体の合計で220																																																					
[]	[]																																																					
恒温室 (No.1 6グローブボックス)	220																																																					
キャスク	1キャスクにつき2,600*2																																																					
取扱区域	制限量 (グラム) *1																																																					
ローディングセル、No.1-2セル、No.3-1セル、No.4セル、No.5セル、No.6セル、No.7セル、No.8セル、No.9セル	各220																																																					
No.3-2セル、L-1セル、L-2セルの一括区域	3つのセル全体の合計で220																																																					
No.1-1セル	2,600*2																																																					
[]	[]																																																					
[]	[]																																																					
鉛セル全域 (No.1 3セル、No.1 4セル、No.1 5セル、No.1 6セル、No.1 7セル、No.1 8セルの一括区域)	鉛セル全体の合計で220																																																					
化学室全域 (化学ボックス、No.1 3グローブボックス、No.1 4グローブボックス、No.1 5グローブボックスの一括区域)	化学室全体の合計で220																																																					
実験室全域 (No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックスの一括区域)	実験室全体の合計で220																																																					
ホット工作室全域 (No. 1 7グローブボックス、No. 1 8グローブボックスの一括区域)	ホット工作室全体の合計で220																																																					
[]	[]																																																					
(削る)	(削る)																																																					
キャスク	1キャスクにつき2,600*2																																																					
<p>*1：ウラン235、ウラン233及びプルトニウム全核種の合計量について適用する。</p>	<p>*1：ウラン235、ウラン233及びプルトニウム全核種の合計量について適用する。</p>																																																					
<p>*2：乾燥系に限る。</p>	<p>*2：乾燥系に限る。</p>																																																					
<p>*3：未照射試料に限る。プルトニウムの場合は密封に限る。</p>	<p>*3：未照射試料に限る。プルトニウムの場合は密封に限る。</p>																																																					
<p>注；FMFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。</p>	<p>注；FMFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。</p>																																																					

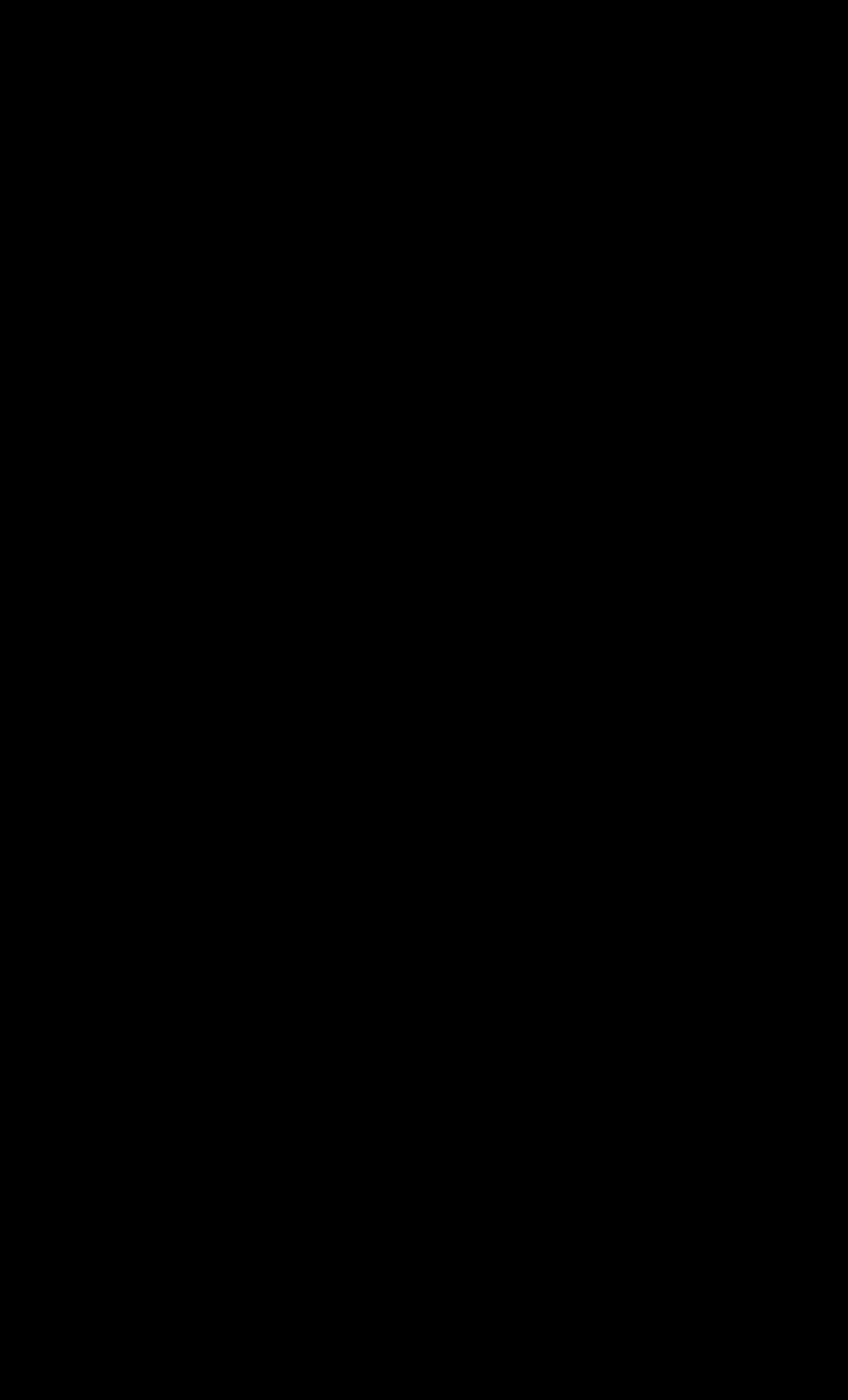
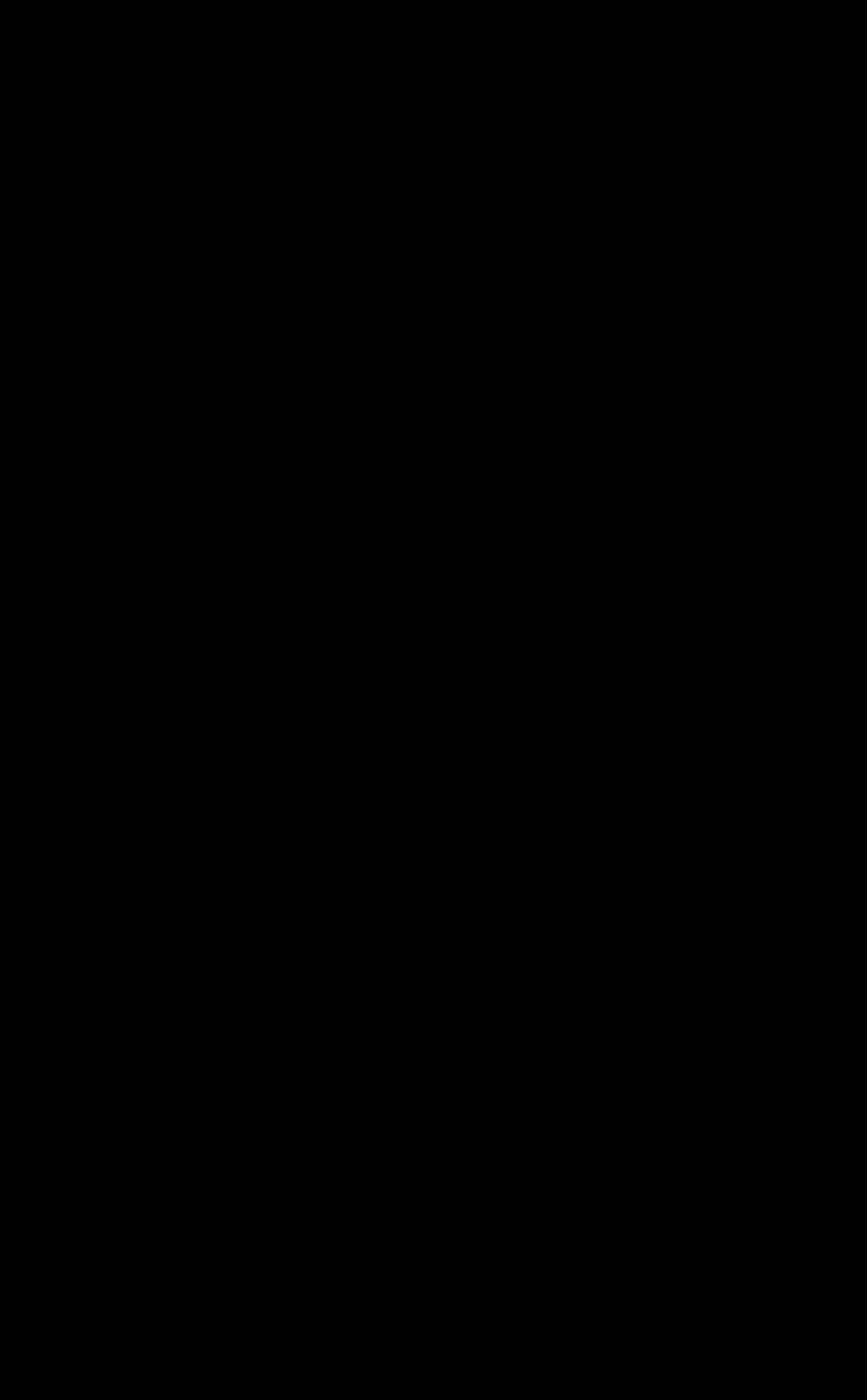
変更前		変更後		備考
	1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム		1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	
クリーンセル 各ワークステーション	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、クリーンセル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	クリーンセル 各ワークステーション	(燃料集合体又はピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、クリーンセル全体での取扱制限量は以下の量とする) 9,000 - プルトニウム 18,700 - 濃縮ウラン 75,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	
ラジオグラフィセル	3,220 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 35,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	ラジオグラフィセル	3,220 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 35,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	記載の適正化
金相セル	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	金相セル	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
ホットリペア室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	ホットリペア室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
コンタクトリペア室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	コンタクトリペア室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
電頭室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	電頭室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	
実験室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	実験室	220 - プルトニウム、ウラン-235の合計量	

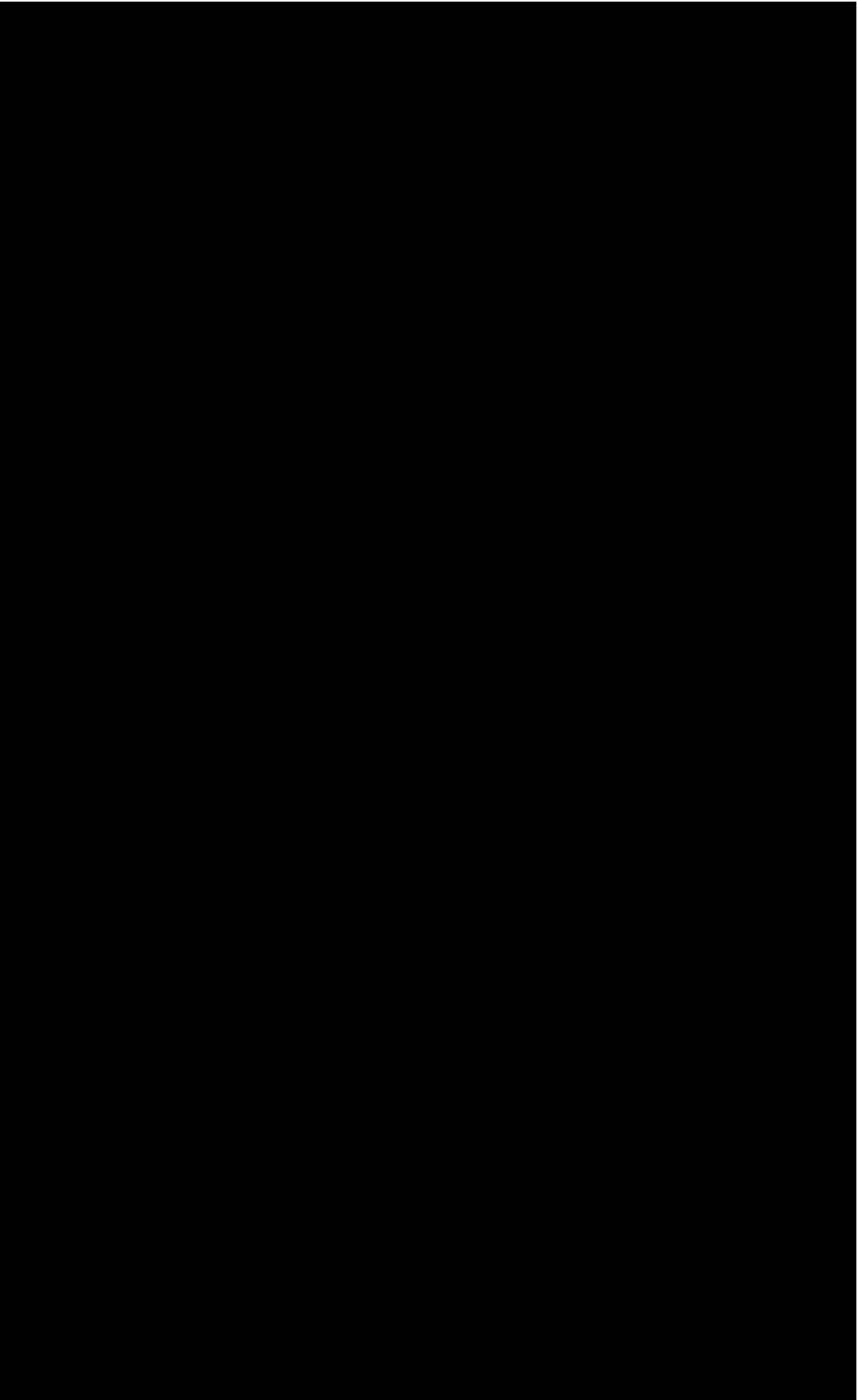
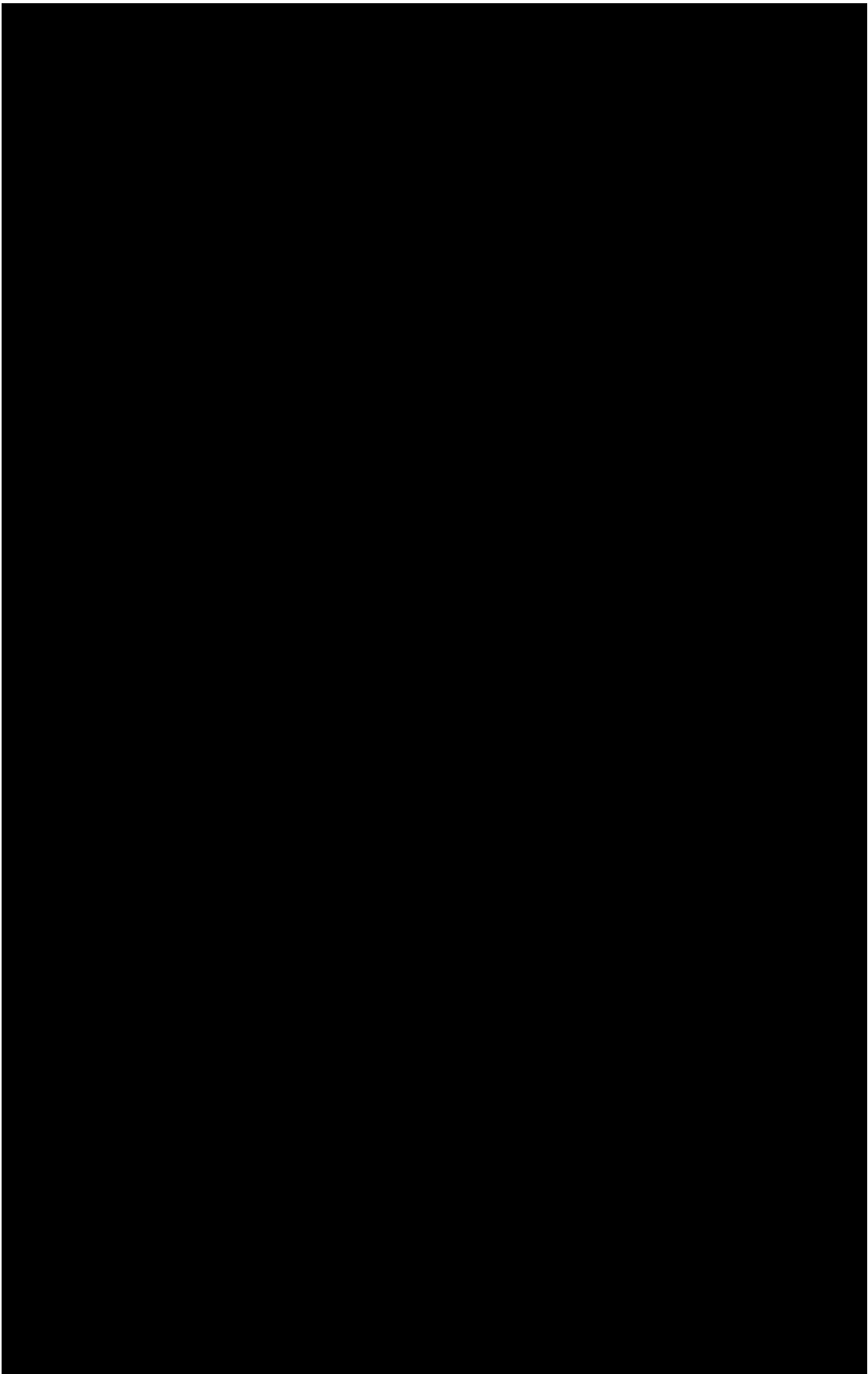
変更前		変更後		備考
各ワークステーション	30,040 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 256,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (ピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 4,730 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、第2除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 31,320 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 259,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	各ワークステーション	30,040 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 256,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (ピンを100mmφ以下の容器で取扱う場合) *2 4,500 - プルトニウム 4,730 - 濃縮ウラン 38,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (自由取扱ピンの場合) 1,350 - プルトニウム(MK-II炉心ピンに対して) 3,180 - 濃縮ウラン(MK-II炉心ピンに対して) 830 - プルトニウム(II型特殊燃料ピンに対して) 1,970 - 濃縮ウラン(II型特殊燃料ピンに対して) 3,390 - プルトニウム(「もんじゅ」外側炉心ピンに対して) 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム (但し、第2除染セル全体での取扱制限量は以下の量とする) 31,320 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 259,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	
CT検査室	8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	CT検査室	8,940 - プルトニウム 9,350 - 濃縮ウラン 74,000 - 劣化ウラン 1,000 - 天然ウラン 50 - トリウム	*1
*1：乾燥系に限る。 *2：形状管理による条件。 注；AGFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。		*1：乾燥系に限る。 *2：形状管理による条件。 注；AGFのキャスクを使用する場合は、当該キャスクの制限量に従う。		
(3) IRAF (省略)		(3) IRAF (変更なし)		

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線又は \square 部分は変更部分）

変更前		変更後		備考
別表第4-1 巡視（第6-5条、第7-7条）		別表第4-1 巡視（第6-5条、第7-7条）		維持管理設備の追加に伴う見直し（以下同じ。）
設備区分	巡視項目	設備区分	巡視項目	
セル等* ¹ フード* ¹	イ 差圧（フードにあつては吸引状態） ロ セルの γ 線の線量当量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ* ² の指示温度	セル等* ¹ フード* ¹	イ 差圧（フードにあつては吸引状態）* ⁷ ロ セルの γ 線の線量当量率 ハ セルしゃへい扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニタ* ² * ⁷ の指示温度	
廃棄物処理設備* ³ 廃液設備 廃液処理装置* ⁴	外観点検	廃棄物処理設備* ³ 廃液設備 廃液処理装置* ⁴	外観点検	
電源設備	イ 電流 ロ 電圧	電源設備	イ 電流 ロ 電圧	
無停電電源設備* ⁵	電圧	無停電電源設備* ⁵	電圧	
換気設備* ⁶	フィルタ差圧	換気設備* ⁶	フィルタ差圧	
* 1 : AGF、FMF、WDF及びJWTF設備 * 2 : AGF設備及びWDF設備 * 3 : JWTF設備 * 4 : AGF設備及びWDF設備 * 5 : AGF、FMF、WDF及びIRAF設備 * 6 : 管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る		* 1 : AGF、FMF、WDF及びJWTF設備 * 2 : AGF設備及びWDF設備 * 3 : JWTF設備 * 4 : AGF設備及びWDF設備 * 5 : AGF、FMF、WDF及びIRAF設備 * 6 : 管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る * 7 : AGFの維持管理設備を含む		
別表第4-2 ～ 別表第4-3 （省略）		別表第4-2 ～ 別表第4-3 （変更なし）		

変更前	変更後	備考
別 図	別 図	

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 ～ 別図第2.1 （省略）</p>  <p>別図第3 AGF管理区域図（第31条、第61条、第64条）</p> <p>別図第4 ～ 別図第5 （省略）</p>	<p>別図第1 ～ 別図第2.1 （変更なし）</p>  <p>別図第3 AGF管理区域図（第31条、第61条、第64条）</p> <p>別図第4 ～ 別図第5 （変更なし）</p>	<p>使用を終了した設備に係る記載の削除及び部屋名称の変更</p>

変更前	変更後	備考
 <p data-bbox="418 1896 1068 1927">別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）</p>	 <p data-bbox="1676 1896 2326 1927">別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）</p>	<p data-bbox="2644 562 2843 678">使用場所の追加に伴う部屋名称の変更</p>

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="270 275 1213 1808" style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="418 1808 1065 1843">別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）</p> <p data-bbox="136 1892 590 1927">別図第7 ～ 別図第11 （省略）</p>	<div data-bbox="1570 285 2445 1808" style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1673 1808 2320 1843">別図第6 FMF管理区域図（第31条、第64条）</p> <p data-bbox="1389 1892 1896 1927">別図第7 ～ 別図第11 （変更なし）</p>	<p data-bbox="2644 1425 2822 1503">記載の適正化 （以下同じ。）</p>